（都市の低炭素化の促進に関する法律の一部改正）

第十八条　都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。

第三十八条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改め、同条第四項中「締結しようとする」を「締結する」に改める。

第四十四条中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第四十五条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に、「第七十条第一号イ」を「第八十二条第一号イ」に、「第七十条各号」を「第八十二条各号」に改め、同条第二項中「第七十一条」を「第八十三条」に改める。

（刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の一部改正）

第十九条　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

第三百四十二条第二十二号の次に次の一号を加える。

二十二の二　古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）第二十一条及び第二十二条

第三百四十二条第二十六号中「第七十六条及び第七十七条」を「第百十五条第一項及び第百十六条」に改める。

第三百八十三条を次のように改める。

第三百八十三条　削除

総務大臣　松本　剛明
法務大臣　小泉　龍司
財務大臣　鈴木　俊一
文部科学大臣　盛山　正仁
農林水産大臣　坂本　哲志
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
環境大臣　伊藤**信**太郎
内閣総理大臣　岸田　文雄

資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年五月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

法律第四十一号

資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　基本方針等（第三条―第七条）
第三章　資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化
　第一節　廃棄物処分業者による資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化の促進（第八条―第十条）
　第二節　高度再資源化事業計画の認定等（第十一条―第十五条）
　第三節　高度分離・回収事業計画の認定等（第十六条―第十九条）
　第四節　再資源化工程高度化計画の認定等（第二十条・第二十一条）
　第五節　登録調査機関（第二十二条―第三十七条）
第四章　再資源化の実施の状況の報告等（第三十八条―第四十条）
第五章　雑則（第四十一条―第四十六条）
第六章　罰則（第四十七条―第五十三条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、効率的な再資源化の実施、再資源化の生産性の向上等による温室効果ガスの排出の量の削減の効果が高い資源循環の促進を図るため、再資源化のための廃棄物の収集、運搬及び処分の事業並びに再資源化の実施に用いられる技術及び設備の高度化を促進するための措置等を講ずることにより、環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「再資源化」とは、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。）第二条第一項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）の全部又は一部を部品又は原材料その他製品の一部として利用することができる状態にすることをいう。

2　この法律において「再資源化事業等の高度化」とは、次の各号のいずれかに該当する措置を講ずることにより、再資源化の実施に伴う温室効果ガスの排出（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条第四項に規定する温室効果ガスの排出をいう。第四号において同じ。）の量の削減の効果が増大することをいう。

一　物の製造、加工又は販売の事業を行う者の需要に応じた再資源化事業（再資源化のための廃棄物の収集、運搬及び処分（再生を含む。第十一条第四項第五号ロ及びハ、第十六条第三項第六号ロ及びハ、第二十条第三項第六号ロ並びに第二十三条第一号及び第二号を除き、以下同じ。）の事業をいう。以下同じ。）の実施その他の再資源化事業の効率的な実施のための措置

二　廃棄物から有用なものを分離するための技術の向上その他の再資源化の生産性の向上のための措置

三　再資源化の実施の工程を効率化するための設備の導入その他の当該工程から排出される温室効果ガス（地球温暖化対策の推進に関する法律第二条第三項に規定する温室効果ガスをいう。以下同じ。）の量の削減のための措置

四　前三号に掲げるもののほか、再資源化の実施に伴う温室効果ガスの排出の量の削減に資する措置

第二章　基本方針等

（基本方針）

第三条　環境大臣は、資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2　基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する基本的方向

二　再資源化事業等の高度化のための次に掲げる措置の実施に関する基本的事項

イ　再資源化事業の効率的な実施のための措置

ロ　再資源化の生産性の向上のための措置

ハ　再資源化の実施の工程から排出される温室効果ガスの量の削減のための措置

三　処分を行う廃棄物の数量に占める再資源化を実施すべき量の割合に関する目標

四　前三号に掲げるもののほか、資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する重要事項

3　基本方針は、地球温暖化対策の推進に関する法律第八条第一項に規定する地球温暖化対策計画及び循環型社会形成推進基本法（平成十二年法律第百十号）第十五条第一項に規定する循環型社会形成推進基本計画と整合性のとれたものでなければならない。

4　環境大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

5　環境大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。